

### 第3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方

#### 1 必置規制の見直し

必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、具体的には、別紙4に掲げる措置を講ずることとする。また、法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制にあっては(1)の原則に沿って見直し、必要最小限のものにとどめることとし、法律又はこれに基づく政令に拠らない必置規制にあっては(2)の措置を講ずることとする。

##### (1) 法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直し

###### ア 職員に関する必置規制

職員に関する必置規制を見直すに当たっては、その規制が必要とされる理由、規制の内容、実態などに応じ、職そのものの設置を義務付けるもの、一定の職務上の名称を義務付けるもの、職員が一定の資格を有することを義務付けるもの、専任であることを義務付けるもの、配置基準による配置を義務付けるものなど個々の規制の性格を明らかにし、それぞれの規制の必要性と妥当性を検討し、必要最小限の規制にとどめる。

(イ) 法令上一般人に対する特別の強制権限が付与されている職員（警察官及び消防職員を除く。）の職の設置に関する必置規制は廃止し、当該職員がその権限を行使する際の特別の名称に関する規制として存置する。任命権者は、当該名称で事務を処理する職員を指名するという形に改めることとし、特別の名称に関する規制であることを明らかにするため、具体的には、「～員を置く」と定めるのではなく、「～員を命じる」と規定することを原則とする。

(ロ) 職務を適切に執行するためにどのような知識、能力、経験が必要とされるかは、本来、任命権者が、職務の内容、性格、専門性等に応じ、個々に判断すべき性質のものであり、資格に関する規制として法令により一定の資格を義務付けるのは、その職務について、民間共通の資格が必要とされる場合と、地方公共団体の職員のみに係る資格であっても、法律又は条例に根拠を有する試験による資格が必要とされる場合に限るものとする。

職員が、職務に関係する一定の学歴・経験年数を有することや一定の講習を受けることは望ましいことではあるが、このような基準は本来任命権者において判断されるべき職員の基本的能力や習熟度を示すものであることから、職に就くための資格として全国的に一律の義務付けを行うことは、国民の生命・健康・安全に関わる、法令で定める専門的な講習を除き、適当ではなく、これを存置する場合にはガイドラインとするものとする。

資格に関する規制を存置する場合には、資格に関する規制であることを明らかにす

るため、具体的には「～の資格を有する職員を置く」と定めるのではなく、「～に関する事務に従事する職員は、～の資格を有しなければならない」と規定することを原則とする。

(ウ) 行政機関等の長（以下、「所長」という。）が、当該行政機関等の処理する事務につき一定の専門的知識を有することは望ましいことであるが、所長が専門的資格を有することを法令で義務付ける結果、組織が専門分化し、他の行政分野と統合した総合的な行政組織を設けることが制約されることとなる。これに対処するため、所長の資格規制については、これを望ましい基準とするか、一定条件の下で例外を認めることなどにより、緩和する。

(エ) 専任とすることが必要な職務であるか否かは、本来、職員の適正配置等の観点から任命権者が判断すべきものであり、国による一律の規制はなじまない。職員が当該職にのみ専念しなければならず、他の職務に従事できないという専任規制は、職員の効率的な配置、行政の総合的な運営を阻害するものであるため、職員の本務に支障がない限り、他の業務に従事することができるよう、緩和するものとする。

(オ) 法令で定められた事務を処理するために配置する職員の数は、任命権者が事務の実態に即して適正に決定すべきものであることから、職員の定数に関する規制は、警察及び学校教育に関する規制を除き、廃止する。なお、全国的見地から一定の行政水準を維持するために望ましい目標を示す場合であっても、標準的かつ弾力的なものにとどめるものとする。

(カ) 一定の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている民間人をその職務に委嘱する場合には、職名に係る規制は存置することとする。

#### イ 行政機関・組織・施設に関する必置規制

(ア) 特定の業務を処理するために行政機関等の設置についての規制が必要とされる場合であっても、住民サービスの提供体制の一元化・総合化と職員配置の効率化を促進するため、地方公共団体がその実情に応じ関連する業務を担う行政機関等を統合することもできるよう、法令における組織・名称は「～に関する事務所」あるいは「～のための施設」等と規定することを原則とする。この場合、地方公共団体に対し、住民へのわかりやすさに配慮した組織・名称の設定に留意するよう要請するものとする。

(イ) 各地方公共団体が、地域の多様な行政需要に応じつつ、各地域の地理的条件や社会経済的条件の下で最適なサービスの供給体制を組織することができるよう、行政機関等の設置単位についての一律の規制は廃止し、必要がある場合には、技術的助言として標準的なものを示すにとどめることとする。

(ウ) 行政機関等の施設・設備に関し、法令で定める細部にわたる規制は、大幅に簡素化する。

#### ウ 審議会等附属機関に関する必置規制

地方公共団体がその自己決定権を十分に発揮するためには、その政策の企画立案に際して、住民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要となるが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体にお

る総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できる限り弾力的なものとするとともに、類似の審議会等との統合も可能となるようにする。

(ア) 審議会等の統合などにより総合的な政策決定を可能とするように、法令における組織・名称を「～に関する審議会等」と規定することを原則とする。

(イ) 住民の権利義務に密接にかかわる事項に関し審査・審議を行う審議会等及び斡旋・調停・仲裁等の準司法的な機能を担う審議会等の設置を義務付けることは、適正な行政手続を保障するために必要とされる規制であり、存置するものとする。

(ウ) 委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、法律又はこれに基づく政令で規制を行う場合にも、審議会等における審議の公正・専門性を確保するため、必要最小限度にとどめるものとする。

## (2) 法律又はこれに基づく政令に拠らない必置規制の見直し

ア 必置規制は、法律又はこれに基づく政令に拠ることとし、資格規制、専任規制、定数基準等の必置規制の具体的内容に係るものについても、法律又はこれに基づく政令に規制根拠を有することとする。

したがって、必置規制の基本的内容は、法律又はこれに基づく政令に規定した上で、その細目について省令又は告示に委ねられることは認められるものの、別紙4に掲げるもののほか、現在省令、告示又は通達等を規制根拠としている必置規制については、その見直しを行い、必置規制として存置することが必要不可欠なものについては、(1)の原則に反しない限りにおいて、法律又はこれに基づく政令に規制根拠を置くこととし、その他の省令、告示又は通達等に基づく必置規制は廃止する。

イ これに伴い、従来、通達等により示されてきた職員の職名・資格・配置基準等についても、今後、国がこれを地方公共団体に示す場合においては、技術的助言としての趣旨に沿って、項目や内容を見直す。なお、国が技術的助言としてその望ましい姿を示す必要がある場合には、あくまで標準的な考え方、ガイドラインを示すにとどまる性格のものであることを明確にする。

ウ ア及びイの措置は、法改正を要しないものにあつては平成10年中に講じ、法改正を要するものにあつては平成11年の通常国会に法律案を提出することとする。